

平成29年 4月10日

幼稚部保護者各位

筑波大学附属聴覚特別支援学校
(筑波大学附属聾学校)
校長 原島 恒夫

気象警報発令時の授業について（お知らせ）

気象警報発表時の授業の扱いについて、幼児・児童・生徒の安全と教育活動の確保に配慮して、以下のように扱うことといたしました。保護者におかれましては、この趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

授業を行うかどうかは、市川市における次の気象警報の発表状況で決定する。

特別警報：大雪 大雨 暴風 暴風雪 波浪 高潮

警報：大雨 洪水 大雪 暴風 暴風雪 波浪 高潮

家庭での情報源は、次のいずれかとします。

- ・地上デジタルNHKテレビD1のデータ情報「気象情報」
- ・気象庁ホームページ「防災気象情報」→「気象警報・注意報 千葉県」
http://www.jma.go.jp/jp/warn/318_table.html
- ・また、午前6時の段階で気象警報が発表されている場合、メールメイトで本通知に従って判断していただく旨配信します。なお、その後、気象警報が解除になってもメールメイトでは配信しません。

市川市の気象警報発表時における、幼稚部の登校については以下のようにお願いします。

1. 自宅を出る時に気象警報が発表中の場合
自宅待機。
2. 通学途中に気象警報が発表された場合
安全を第一に考え、待機、帰宅、登校を判断する。
3. 10時までに気象警報が解除された場合
解除されたことを知った後、安全に留意し登校する。
(始業時間については、各担任から連絡します。)
4. 10時までに気象警報が解除されない場合
休校。既に登校していた場合も、安全に留意して下校する。

気象警報が発表された場合も解除された場合も、上記情報源からの情報をもとに学校で判断し、各担任から連絡します。

【注意事項】

- ・登校する際には安全に十分留意してください。始業時間に遅れた場合も遅刻扱いにはしません。
- ・居住地に気象警報が発表されている場合の登校についても、上記内容に従ってください。登校できない場合にも欠席扱いにはしません。
- ・授業中に気象警報が発表された場合は、状況に応じ学校で待機・下校の判断をします。